

ダイオキシン類を含む水底土砂に係る判定基準及び 検定方法の設定について



海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成 15 年政令第 223 号)が 5 月 14 日に公布された。

これは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準及び検定方法について改正を行うとしたものです。

1. 判定基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定められている水質排出基準を準用し、基準値を検液 1 リットルにつきダイオキシン類 10 ピコグラム以下(1 ピコグラムは 1 兆分の 1 グラム)と決めました。

2. 検定方法

検液の作成に関しては他の水底土砂に含まれる有害物質に係る検液の作成方法と同様とし、作成した検液の検定方法は、日本工業規格 K0312(工業用水・工業排水中のダイオキシン類及びコプラナー PCB の測定方法)によるものとしています。

この改正された政令は、平成 15 年 10 月 1 日より施行されます。

資料:2003 年 6 月 13 日付 環境省 報道発表資料

クロマト研究課 山田 悠貴

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

